

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：北杜市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	北杜市	職員数* (H19. 4. 1現在)	18
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	125円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	11,347
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	375
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.441
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	19.4 (H19)
		経常収支比率* (%)	82.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>平成16年11月1日、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村が合併し、北杜市となる。それぞれに簡易水道事業特別会計が1会計存在したが、北杜市簡易水道事業特別会計に統一される。</p> <p>平成18年3月15日、小淵沢町と合併し、現在の北杜市となる。それぞれに簡易水道事業特別会計が1会計存在したが、北杜市簡易水道事業特別会計に統一される。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北杜市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度（5年間）
計画策定責任者	北杜市長 白倉政司
既存計画との関係	北杜市簡易水道事業長期計画（19～28）、行財政改革アクションプラン（18～22）による
公表の方法等	市ホームページ、広報誌で公表、議会全員協議会で説明
基本方針	<p>快適な生活環境を支えるためライフラインの役割を果たし、良質で安全な水道水の供給に努める。</p> <p>現状の一般会計繰入金に依存した経営を改めるため、最小のコストで最大の効果が得られるよう効率的な事業運営を推進する。現在の水道料金は、合併前のものである。本計画期間中に改定を行い、良質なサービスを提供していく。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		210	50	260
	補償金免除額		47	10	57
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	369,063	209,725	50,243	629,031
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		369,063	209,725	50,243	629,031
一 般 会 計 再 掲 分	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		369,063	209,725	50,243	629,031

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 再 掲 分	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 再 掲 分	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水人口の減少傾向に加え、近年の省資源、節水型の社会構造への変化により料金収入は減少するものと予想される。一方、費用は、固定経費である峡北地域広域水道企業団からの受水費および支払利息が費用全体の70%近くを占め、残りは委託料、人件費といった事業運営上欠くことのできない経費であるため経費削減の余地が非常に少なくなっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 使用料金の統一 8町村合併し、北杜市簡易水道事業特別会計1会計となったが、料金は合併以前のものを引き継いでいる。財政健全化に向けて料金改定が必要となっている。</p>
	<p>課題 ② 一般会計基準外繰入金の抑制 費用の縮減および料金改定等による収益の確保により一般会計繰入金の抑制を図る。</p>
	<p>課題 ③ 施設建設計画の見直し 事業計画を見直し、事業の平準化を図る。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	<p>費用のこれ以上の縮減は難しいが、有収率の向上を図り縮減につなげる。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

区分	年度	(単位:千円, %)									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画前年度)	平成20年度 (計画前2年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前4年度)	平成23年度 (計画前5年度)
収益的 収入	1 総 収 入	1,481,205	1,464,719	1,459,040	1,689,551	1,785,584	1,673,978	1,743,949	1,582,363	1,700,618	1,704,367
	(1) 営 業 収 入	1,233,113	1,192,150	1,278,828	1,272,694	1,228,433	1,236,510	1,235,203	1,267,862	1,382,481	1,381,695
	ア 料 金 収 入	1,157,205	1,114,557	1,159,584	1,140,798	1,111,429	1,123,350	1,121,957	1,202,931	1,317,237	1,316,470
	イ 受 託 工 事 収 入	25,157	18,706	3,820	480	0	0	0	0	0	0
	ウ その他 収 入	50,751	58,887	115,424	131,416	117,004	113,160	113,246	64,931	65,244	65,225
	(2) 営 業 外 収 入	248,092	272,569	180,212	416,857	557,151	437,468	508,746	314,501	318,137	322,672
	ア 他 会 計 繰 入 金	240,252	244,053	158,575	352,202	520,084	422,468	493,746	299,501	303,137	307,672
	イ その他 収 入	7,840	28,516	21,637	64,655	37,087	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	2 総 費 用	1,280,016	1,351,147	1,403,942	1,349,979	1,429,082	1,416,800	1,298,101	1,293,803	1,288,009	1,280,726
	(1) 営 業 費 用	981,688	1,054,144	1,104,853	1,037,017	979,025	983,744	984,873	983,694	979,359	977,828
ア 職 員 給 与 費	96,957	94,431	103,189	82,949	58,760	65,320	65,973	66,632	64,132	64,432	
イ その他 費 用	884,731	959,713	1,001,684	954,068	920,265	918,424	918,900	917,062	915,227	913,396	
(2) 営 業 外 費 用	298,328	297,003	299,089	312,962	450,057	433,056	313,228	310,109	308,650	302,898	
ア 支 払 利 息	295,366	293,805	298,563	303,796	301,418	303,056	304,028	301,001	299,634	293,882	
イ その他 費 用	2,962	3,198	2,340	9,166	148,639	130,000	9,200	9,108	9,016	9,016	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	201,189	113,572	55,098	339,572	356,502	257,178	445,848	288,560	412,609	423,641	
1 資 本 的 収 入	1,769,051	1,860,372	1,375,100	1,072,919	1,460,969	1,516,027	1,334,935	1,435,317	978,783	839,938	
(1) 地 方 補 助 金	777,500	851,300	667,700	348,400	684,900	640,200	648,900	591,800	353,100	261,000	
(2) 他 会 計 補 助 金	219,225	247,295	322,370	325,725	363,521	462,560	357,923	459,411	368,270	370,409	
(3) 他 会 計 借 入 金											
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	313,033	288,382	171,163	148,169	300,535	313,151	233,112	314,106	187,413	138,529	
(6) 工 事 負 担 金	154,268	112,337	41,399	35,430	55,013	50,116	45,000	45,000	45,000	45,000	
(7) その他 収 入	305,025	361,058	172,468	215,195	57,000	50,000	50,000	25,000	25,000	25,000	
2 資 本 的 支 出 (G)	1,837,710	1,931,664	1,346,047	1,326,227	1,862,148	1,795,626	1,756,579	1,719,673	1,387,188	1,259,375	
(1) 建 設 費	1,572,801	1,636,329	1,019,006	1,017,529	1,521,655	1,378,267	1,142,312	1,275,906	917,497	778,713	
うち 職 員 給 与 費	4,617	4,412	2,575	20,875	58,760	65,320	65,973	66,632	64,132	64,432	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	208,346	241,533	269,334	308,698	340,493	417,359	614,267	443,767	469,691	480,662	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	49,945	51,897	57,167								
(5) その他 支 出	6,618	1,905	540								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	(68,659)	(71,292)	29,053	(253,308)	(401,179)	(279,599)	(421,644)	(284,356)	(408,405)	(419,437)	

年度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区分										
収支再差引(E)+(I)	132,530	42,280	84,151	86,264	(44,677)	(22,421)	24,204	4,204	4,204	4,204
積立金の繰越金(K)	93,723	32,835	104,162	62,241	25,795	24,204	24,204	4,204	4,204	4,204
前年度からの繰越金(L)	140,356	151,292	118,685	98,674	122,697	52,225	5,600	5,600	5,600	5,600
前年度繰上充用金(M)										
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)	179,163	160,737	98,674	122,697	52,225	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
翌年度へ繰り越すべき財源(O)	15,587	20,000	4,205	94,208	22,641	0	0	0	0	0
実質収支(N)-(O)	163,576	140,737	94,469	28,489	29,584	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
赤字比率 $\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 $\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	99.5	92.0	87.2	101.9	100.9	91.3	91.2	91.1	96.8	96.8
地方財政法施行令第20条第1項により算定した不足額の資金										
営業収益-受託工事収益(B)-(C)	1,207,956	1,173,444	1,275,008	1,272,214	1,228,433	1,236,510	1,235,203	1,267,862	1,382,481	1,381,695
資金不足比率 $\left(\frac{(R)}{(S)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金現在高	1,048,713	720,490	559,331	406,377	375,172	349,376	323,580	302,784	281,988	261,192
企業債現在高	9,954,737	10,564,504	10,962,870	11,002,572	11,346,979	11,569,863	11,604,521	11,752,554	11,635,963	11,416,301
うち建設改良費・建設改良費に係るもの	9,954,737	10,564,504	10,962,870	11,002,572	11,346,979	11,569,863	11,604,521	11,752,554	11,635,963	11,416,301
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

年度	平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決算)	平成〇年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区分										
収益的収支分	240,252	244,053	158,575	352,202	520,064	422,468	493,746	299,501	303,137	307,672
うち基準内繰入金	147,683	146,902	149,281	153,584	184,220	175,303	176,646	176,221	176,921	175,801
うち基準外繰入金	92,569	97,151	9,294	198,618	335,844	247,165	317,100	123,280	126,216	131,871
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てんのもの	92,569	97,151	9,294	198,618	335,844	247,165	317,100	123,280	126,216	131,871
資本的収支分	219,225	247,295	322,370	325,725	363,521	462,560	357,923	459,411	368,270	370,409
うち基準内繰入金	104,173	120,766	184,667	154,349	170,246	183,558	202,271	221,884	234,846	240,331
うち基準外繰入金	115,052	126,529	137,703	171,376	193,275	279,002	155,652	237,527	133,424	130,078
うち赤字補てんのもの	115,052	126,529	137,703	171,376	193,275	279,002	155,652	237,527	133,424	130,078

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	84.3	70.8	65.5	84.5	78.5	78.8	84.8	100.9	100.9	100.9
総収支比率(法適用)										
経常収支比率(法適用)										
営業収支比率(法適用)										
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)	99.5	92.0	87.2	101.9	100.9	93.8	102.4	91.1	96.8	96.8
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収入分	16.2	16.7	10.9	20.8	29.1	25.3	28.3	18.9	17.8	18.0
うち基準内繰入金	10.0	10.0	10.2	9.1	10.3	10.5	10.1	11.1	10.4	10.3
うち基準外繰入金	6.2	6.6	0.6	11.8	18.8	14.8	18.2	7.8	7.4	7.7
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てんのもの	6.2	6.6	0.6	11.8	18.8	14.5	18.2	7.8	7.6	7.9
資本的収入分	12.4	13.3	23.4	30.4	24.9	31.6	31.8	32.0	37.6	44.1
うち基準内繰入金	5.9	6.5	13.4	14.4	11.7	12.5	18.0	15.5	24.0	28.6
うち基準外繰入金	6.5	6.8	10.0	16.0	13.2	19.0	13.8	16.5	13.6	15.5
うち赤字補てんのもの	6.5	6.8	10.0	16.0	13.2	19.0	13.8	16.5	13.6	15.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業)にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年10月に改定を実施する予定だが、供給単価を153円から184円に20%増とし、計画有収水量により料金収入を見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	料金改定、建設計画の見直し等により、平成18年度基準外繰入金は529,119千円だが、平成23年度には261,949千円となる予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度の事業規模が建設改良費1,275,906千円と最も大きくなっているが、配水管布設280,000千円、電気計装、350,000千円、浄水場建設250,000千円、道路復旧150,000千円等を予定しており、財源は地方債591,800千円、補助金314,106千円、一般財源370,000千円となっている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	事業計画の見直しによる事業の平準化

- 注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定 (前提条件) について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プラン中の定員管理適正化計画に基づき、事業計画を踏まえながら現行職員数18名を平成22年度に1名減とし、17名とする。(課題②)
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国に準拠した給与構造の見直しを行い、人件費の抑制を図っている。併せて早期勧奨退職制度を導入し、職員数の純減を図る。尚地域手当については級地外である。(課題②)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員は、雇用していない。(課題②)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時1号の特昇制度があったが、平成18年3月31日に廃止した。(課題②)
◇ 福利厚生事業のあり方	共済費は、地方公務員等共済組合法に基づく負担率により負担している。(課題②)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	施設の運用見直しにより光熱水費の縮減を図る。(課題②)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	料金算定、徴収業務について民間委託を検討する。(課題②)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成21年10月に改定を実施する予定だが、供給単価を153円から184円に20%増とし、計画有収水量により料金収入を見込んだ。(課題①)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	財政状況について、広報誌、ホームページにより公開している。
○ 行政評価の導入	北杜市行政改革アクションプランにより平成19、20年度を試行期間とし、平成21年度から本格導入を図っていく。
5 その他	平成18年度の水道料金現年度分徴収率は97.24%と低いため給水処分に關する規定を策定し、滞納整理を積極的に行う。(課題②)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

取 組 み 及 び 目 標	
課 題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プラン中の定員管理適正化計画に基づき職員数の純減、人件費の抑制を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	維持管理業務の一括発注、料金改定を行い、経営健全化を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金改定、建設計画の見直し等により、平成18年度基準外繰入金は529,119千円だが、平成23年度には261,949千円となる予定である。
4 その他	配水施設、取水施設の統廃合による運用見直しを実施し、光熱水費400千円の縮減を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円, %)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
①	料金改定率	0	0	0	0	0		0	0	20.0	20.0	20.0	
	改善額(料金の適正化)※1									78,974	95,640	174,614	
	未収金の徴収対策							11,162	11,500	13,000	14,500	16,000	
②	改善額									1,500	1,500	1,500	4,500
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												

【経費の削減】

	職員給与費(退職手当以外)	101,574	98,843	105,744	103,824	117,520		130,640	131,946	133,264	128,264	128,864	
	改善額										5,000	4,400	9,400
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
②	職員数(人)	19	18	15	15	17		19	18	18	17	17	
	増減数(人)												
②	維持管理費等	884,731	959,713	1,001,684	954,068	920,265		918,424	918,900	917,062	915,227	913,396	
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	9,954,737	10,564,504	10,982,870	11,002,572	11,346,979		11,569,863	11,604,521	11,752,554	11,635,963	11,416,301	
	増減												
	改善額												
	計画前5年間改善額 合計												189,314
	改善額												57,000
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設費削減)を除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、市の当務事業に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	49,237	49,551	49,550	48,825	48,470	48,781	48,956	49,166	49,356	49,175
年間総有収水量(千m ³)	7,298,865	7,172,997	7,205,952	7,393,439	7,224,855	7,309,386	7,314,235	7,344,895	7,380,300	7,375,998
公称施設能力(m ³ /日)	40,829	40,894	42,132	42,704	43,942	43,942	43,942	43,942	43,942	43,942
1日最大配水量(m ³ /日)	38,363	36,177	34,055	36,823	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800
最大稼働率(%)	94.0	88.5	80.8	86.2	83.7	83.7	83.7	83.7	83.7	83.7
供給単価(円/m ³)	169	155	161	154	154	154	153	184	184	184
給水原価(円/m ³)	200	219	246	183	196	195	181	182	182	182

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

明野町、須玉町、高根町、長坂町及び小淵沢町において統合簡易水道事業を実施しており、完成年度は23年度となっている。平成20年度に8町それぞれに存在する簡易水道をさらに統合することを検討し、上水道事業に移行する。

(別紙第9号別表)

【公営企業債:水道事業】

(単位:千円)

事業名等	借入年度	区分					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		区分	19年度	20年度	21年度	22年度					
(卓坂上条地区節水整備事業)	S56										
(大八田地区節水整備事業)	S57										
(中丸地区節水整備事業)	S58										
(榑手地区節水整備事業)	S58										
(大武川地区節水整備事業)	S59										
(清里の森節水整備事業)	S59~S60										
(若穂地区節水整備事業)	S60、H2										
(小淵沢林道下地区節水整備事業)	S60										
(西井出地区節水整備事業)	S60										
(清里地区節水整備事業)	H1~H2										
(並木地区節水整備事業)	H1										
			計	0	0	0	0	0	0	0	
			国庫補助金								
			起債額(民間等資金)								
			一般財源								
			その他()								
			計	0	0	0	0	0	0	0	
元金償還			財政融資資金に係る元金償還予定額	72,002	224,575	0	0	0	0	0	
			(うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分)	(50,243)	(209,725)						
財源内訳			一般財源	()	()	()	()	()	()	()	
			起債額(借換債)	(50,243)	209,700	()	()	()	()	()	
			その他()	()	()	()	()	()	()	()	
			計	(50,243)	224,575	()	()	()	()	()	

(注)

- 「事業名等」欄()内には、繰上償還の対象となる事業(施設)名を記載すること(欄が不足する場合は、適宜欄を増やすなど工夫して記載すること)
- 「借入年度」欄には、各事業(施設)毎に旧運用時資金借入金の借入年度(複数年にわたる場合はその範囲)を記載すること
- 「事業名等」欄には、各事業(施設)毎に旧運用時資金借入金の借入年度(複数年にわたる場合はその範囲)を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄については、繰上償還の対象となる事業(施設)に係る施設整備等が予定されている場合にその事業費を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄には、旧運用時資金及び財政融資資金の償還額の総額を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄及び「うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分」欄には、繰上償還の実施を前提とした償還予定額を記載すること

6. 財務局等による財政健全化計画等のヒアリング時まで提出すること